

船舶事故等調査報告書

平成25年6月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第14号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年8月15日（水） 05時30分ごろ
発生場所	福井県高浜町内浦港 内浦港防波堤灯台から真方位127° 210m付近 （概位 北緯35° 32.3′ 東経135° 29.8′）
事故等調査の経過	平成25年1月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート 第5ウミック丸、5トン未満 251-7351福井、個人所有 B 手漕ぎボート（船名なし）、3.6m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定操縦者A、操縦免許 なし B 操縦者B、操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（同乗者B）
損傷	A 左舷船首船底部に擦過傷 B 右舷船尾に亀裂
事故等の経過	A船は、船長A及び操縦者Aほか1人が乗り、内浦港の係留地を出航し、操縦者Aが操船して内浦防波堤南東方を西南西進した。 A船は、操縦者AがB船とは別の手漕ぎボートを左舷方に見て航行中、船首部で釣りの準備を行っていた船長Aが、操縦者Bの声に気付いて船首方至近にB船を認め、操縦者Aに右に舵を切るように伝え、操縦者Aが、スロットルレバーを戻し、右に舵を切ったが、平成24年8月15日05時30分ごろA船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 B船は、操縦者Bが1人で乗り組み、同乗者Bほか1人を乗せ、内浦防波堤南方の魚礁に向けて西南西進中、B船に向かって接近するA船を認めたが、動力船であるA船がB船を避けてくれるものと思い、航行を続けた。 操縦者Bは、衝突の約30秒前、A船が針路及び速力を変えずに接近して来ることから不安を感じ、A船に向かって大声で叫び、左転しようとした直後、B船とA船とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好

	<p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p> <p>日出時刻：05時17分</p>
その他の事項	<p>操縦者Aは、ミニボートと呼ばれる船舶検査及び操縦免許が不要なボートの操縦経験が豊富であった。</p> <p>操縦者Aは、係留地を出航する際、左舷前方の手漕ぎボートを認めたが、船首方のB船には気付かなかった。</p> <p>操縦者Bは、海での手漕ぎボートの操縦が本事故当時で2回目であった。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、内浦港を西南西進中、操縦者AがB船に気付かずに航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、内浦港を西南西進中、操縦者Bが、A船が接近したので、声を出して注意喚起を行ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、内浦港において、A船が西南西進中、B船が西南西進中、操縦者AがB船に気付かずに航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>